別記様式(第2条関係)

会議結果報告書

令和4年7月14日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和4年7月14日(木) 13時55分~14時55分
開催場所	第3庁舎 4階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 村山総合行政部長、川島市政情報課長、萩山市政情報課主事 〔政策推進会議メンバー〕 豊島総務部長、松永市長公室長、尾崎人事課長、外立財政課長、松 田政策推進課長
	(計 8人)
欠席者職氏名	(計 0人)
説明員職氏名	川島市政情報課長、萩山市政情報課主事 (計 2人)
議題	個人情報保護条例改正の方針に関する意見公募手続実施について
結 果	指摘事項の修正を行い、出席者による修正案の確認を経た上で、 庁議に付議することとなった。
事務局職員職氏名	本間政策推進課主査
その他必要事項	

会議内容の記録(会議経過、結論等)

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

- 2 審議事項 (政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。)
- <個人情報保護条例改正の方針に関する意見公募手続実施について>
- ・川島市政情報課長、萩山市政情報課主事より概要を説明後、審議を行った。

〇概要説明

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度の法体系が、令和5年4月から一本化される。これにより、本市では、志木市個人情報保護条例を廃止し、新たに、法により条例に委任された事項を定めた(仮称)志木市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することから、意見公募手続を実施するもの。

○質疑

メンバー: なぜ意見公募手続を実施するのか。どのような意見を求めているのか。

担当部課:変更する内容について意見を求めたい。

メンバー: 法律が改正されるが、条例に委ねられる部分は今までと同様の対応とする ということか。

担当部課:ご指摘のとおりである。例えば、請求から開示決定までの期間について、 改正法では、現行の条例より期間が長くなっている。このような、法改正 により請求者が不利となり得る事項については、条例で定めるところによ り短縮することでこれまでと同様の対応としたい。

メンバー: 志木市情報公開条例と表裏一体の条例と考えるが整合性は図られているのか。

担当部課:図っている。

メンバー:現在、個人情報を取り扱う委託業務については、すべて審議会で審議しているが、今後はどうなるのか。

担当部課:所掌事務に含まれなくなるため、組織として安全管理ができる体制を構築する必要がある。

メンバー:各所属で判断することとなるのか。

担当部課:当課が全案件を確認する予定はない。各課で適正に判断していただきたい と考えている。

メンバー: どの所属がどのような契約を締結しているかの把握は最低限必要ではないか。契約部門や情報セキュリティ部門の部署との連携も必要ではないか。

メンバー:審議会での審議以外は、これまでの対応を継続した方が良いのではないか。

担当部課:安全管理の体制を構築することは重要であると認識している。職員向けの

研修など、どのように安全管理を行うかについては今年度中に検討する。

メンバー: 法改正に伴い市の条例を改正するとのことだが、現行条例と内容がほとん ど変わらないのであれば、変更箇所だけ提示した方が意見を出してもらい やすいのではないか。

この資料では、法改正に伴い条例を改正することと条例改正スケジュールが示されているだけで、変更する部分が見えてこない。市民等が意見を出しにくいのではないか。

メンバー:現行条例が廃止になることについても加えた方が良い。

担当部課:変更内容と現行条例の廃止について加えた内容に修正する。

〇結論

指摘事項の修正を行い、出席者による修正案の確認を経た上で、庁議に付議することとなった。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易 に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。